



受総第229号
平成28年6月6日

琴浦町監査委員 山根弘和様
同 桑本始様

琴浦町長 山下一郎



平成27年度下半期分定期監査における指摘事項について（回答）

平成28年5月17日付け発監第12号で提出を受けました定期監査報告書にて指摘のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

担当：琴浦町総務課 山田 聡
電話：0858-52-2111（内線120）
FAX：0858-49-0000
E-mail：yamada-s@town.kotoura.tottori.jp

平成 27 年度下期分定期監査報告書における指摘事項について

指摘事項	指摘事項の要旨
会計の検査の実施について	<p>琴浦町財務規則第 212 条第 1 項には「町長は、会計検査員を定めて、毎年 1 回以上会計の検査を行わなければならない。」第 2 項「前項の会計検査員は、検査の都度町長が副町長その他の職員のうちからこれを指名する。」とされ、第 213 条では「会計検査員は、会計の検査を行ったときは、検査報告書を調製し、計算書、調書その他の関係書類を添えて、検査後 7 日以内に町長に報告しなければならない。」とされているが、この規則に定める会計の検査が実施されていない。</p> <p>この規定は、執行部自ら会計事務の検査を実施しチェックを行うことにより、内部けん制体制の充実、さらには内部統制制度の確立に向けた重要な事項である。</p> <p>琴浦町財務規則第 212 条に基づき、速やかに検査を実施されたい。</p>

担当部署	回答(対応)方針
総務課 出納室	<p>平成 29 年度当初予算要求時期である 11 月までに総務課を中心として会計検査を実施する。</p> <p>実施方法については、会計事務検査用調書及び検査報告書を作成し、次年度予算編成に改善項目が盛り込めるよう取り組む。</p>